

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第三条関係）

改正案

現
行

(議員の定数)

第四条 衆議院議員の定数は、四百六十五人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百七十六人を比例代表選出議員とする。

2
・
3
〔略〕

(新聞広告)

第四百九条〔略〕

2 衆議院（比例代表選出）議員の選挙については、衆議院名簿届出政党等は、総務省令で定めるところにより、当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数（二十八人を超える場合においては、二十八人とする。以下この章において同じ。）に応じて総務省令で定める寸法で、いずれか一の新聞に、選挙運動の期間中、総務省令で定める回数を限り、選挙に関して広告をすることができる。

3
5
6
〔略〕

別表第二（第十三条関係）

議員数

選
舉
區

議員数

北海道	別に定める法律（以下この表において「改定法」という。）で定める数	八人
東北〔略〕	改定法で定める数	十二人
北関東〔略〕	改定法で定める数	十九人
南関東〔略〕	改定法で定める数	二十三人
東京都	改定法で定める数	十九人
北陸信越〔略〕	改定法で定める数	十人
東海〔略〕	改定法で定める数	二十一人
近畿〔略〕	改定法で定める数	二十八人
中国〔略〕	改定法で定める数	十人
四国〔略〕	改定法で定める数	六人
九州〔略〕	改定法で定める数	二十人